

日医発第 1833 号(健Ⅱ) (技術)
令和 4 年 12 月 20 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 菴 敏
宮 川 政 昭
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今般、厚生労働省より本会に対し標記通知がなされ周知方依頼がありました。本通知は、インフルエンザ患者に対して適切な治療・検査を行うためには、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（抗インフルエンザウイルス薬等）について、その安定的な供給を図ることが必要であることから、下記の対応を求めるものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 医療機関等において抗インフルエンザウイルス薬等を注文する際には、各医療機関等における在庫量やインフルエンザの流行状況等を踏まえ、真に診療に必要な注文量となるよう配慮すること。
2. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給の確保の観点から、シーズン中は備蓄を目的とする注文は行わないこと。
3. 医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、診療に支障を来す場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力すること。
4. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、徹底されたいこと。
5. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講じられたいこと。

(参考)

今冬のインフルエンザ総合対策の推進について([令和 4 年 10 月 19 日付日医発第 1433 号\(健Ⅱ\)](#))

事務連絡
令和4年12月19日

関係各位

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課

〔 企業係 山本、齋藤 〕
TEL : 03-3595-2421

「抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について」
の送付について（再送）

日頃より大変お世話になっております。

令和4年12月15日付けで発出した「抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について」（医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、健康局結核感染症課長連名通知）について、文中において「別添」とした各都道府県衛生主管部（局）長あて通知（写し）が添付されておりました。つきましては、通知全体を再送させていただきますのでご査収下さい。なお、通知の内容自体に変更はございません。

以上、大変恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

医政産情企発 1215 第 2 号
健感発 1215 第 2 号
令和 4 年 12 月 15 日

公益社団法人日本医師会担当理事 殿

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今冬のインフルエンザ対策については、「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（令和 4 年 10 月 14 日付け健感発 1014 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）及び「『今冬のインフルエンザ総合対策の推進について』の一部訂正について」（令和 4 年 12 月 6 日付け健感発 1206 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、取り組んでいるところです。

貴職におかれましては、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。）の安定供給に協力いただきたく、貴関係団体の医療機関等に周知いただくようお願いいたします。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じることにより、抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 医療機関、薬局（以下「医療機関等」という。）において抗インフルエンザウイルス薬等を注文する際には、各医療機関等における在庫量やインフルエンザの流行状況等を踏まえ、真に診療に必要な注文量となるよう配慮すること。
2. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給の確保の観点から、シーズン中は備蓄を目的とする注文は行わないこと。
3. 医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、診療に支障を来す場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力すること。
4. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、徹底されたいこと。
5. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講じられたいこと。

写

医政産情企発 1215 第 1 号
健感発 1215 第 1 号
令和 4 年 12 月 15 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課長
（公印省略）

厚生労働省健康局結核感染症課長
（公印省略）

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今冬のインフルエンザ対策については、「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（令和 4 年 10 月 14 日付け健感発 1014 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）及び「『今冬のインフルエンザ総合対策の推進について』の一部訂正について」（令和 4 年 12 月 6 日付け健感発 1206 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、取り組んでいるところです。

インフルエンザ患者に対して適切な治療・検査を行うためには、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。）について、その安定的な供給を図ることが必要ですので、下記の事項に十分留意の上、対応していただくようお願いいたします。

また、各都道府県におけるインフルエンザ総合対策に資するため、現時点における供給見込み状況を別添により情報提供いたしますので参考としてください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言です。

記

1. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給を図るためには、各医療機関等に対して適切な量が提供されることが必要であることから、患者数等の動向を勘案して必要量を精査した上で、特定の医療機関又は薬局（以下「医療機関等」という。）に過剰な量が供給されないよう、貴管内の医療機関等や卸売販売業者に対し、周知徹底してください。
2. 厚生労働省としては、抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給の確保の観点から、供給企業に対し、インフルエンザの流行状況に応じた適切な供給を行うよう要請しております。
つきましては、各都道府県においても、医療機関等、卸売販売業者と連携しつつ、関係者に対して以下の事項を周知し、抗インフルエンザウイルス薬等の適切な供給確保への協力を要請してください。

(1) 注文量について

抗インフルエンザウイルス薬等については、過去の流行規模を踏まえ、十分な量の供給が予定されていることから、医療機関等は注文をする際には、備蓄目的での注文は控え、インフルエンザ流行状況や前年度使用実績等を踏まえた注文量となるよう配慮すること。

卸売販売業者は、注文を受ける際には、このような取扱いについて配慮するとともに、流行時に追加注文を受ける際には、前回注文により納入された医療機関等在庫を確認した上で、インフルエンザの流行状況を踏まえた患者数等の動向等を勘案した必要量の供給を随時行い、抗インフルエンザウイルス薬等の偏在が起らないよう配慮すること。

また、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規注文については、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるものの、新規開業の医療機関等が不利とならないよう最大限配慮すること。

(2) 分割納入について

医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等における診療に支障を来す場合を除いて分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

(3) 納入時期等の情報提供について

卸売販売業者は、一部納入に遅れが予想される医療機関等に対しては、納入時期、数量等についてより正確な情報提供を行うことに努めること。

3. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。

4. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講ずるよう貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。

抗インフルエンザウイルス薬等の供給見込み

1. 抗インフルエンザウイルス薬の供給について（9月末時点での企業からの聞き取り結果を基に作成）

昨シーズンの医療機関への供給実績量

令和3年10月から令和4年3月末まで 約2.6万人分

今シーズンの医療機関への供給予定量

令和4年10月から令和5年3月末まで 約2,238万人分

各品目の詳細については以下のとおり

品目	令和3年度	令和4年度	増減
タミフル	0.4万人分	462.0万人分	461.6万人分
リレンザ	0.0万人分	215.4万人分	215.4万人分
ラピアクタ	0.8万人分	27.5万人分	26.7万人分
イナビル	-0.7万人分	1,157.0万人分	1,157.7万人分
ゾフルーザ	1.2万人分	136.5万人分	135.3万人分
オセルタミビル ※タミフルのジェネリック医薬品	0.9万人分	240.0万人分	239.1万人分
合計	2.6万人分	2,238.4万人分	2,235.7万人分

注1：令和3年度は供給実績量、令和4年度は供給予定量（9月末のメーカー及び卸在庫を含む）

注2：令和3年度供給実績量におけるマイナス実績は、医療機関等からの返品量が供給量を上回ったため

※なお、各品目について、流行状況に応じて追加供給を検討

2. インフルエンザウイルス抗原検出キット（迅速タイプ）の供給について
（8月末時点での企業からの聞き取り結果を基に作成）

（注）他の検査項目との同時検査を意図した品目も含む

昨シーズンの供給実績量

令和3年9月から令和4年3月末まで 約483万人分

今シーズンの供給予定量

令和4年9月から令和5年3月末まで 約5,866万人分

取扱い業者	
ロート製薬、大塚製薬、富士レビオ、アルフレッサファーマ、富士フィルム、ミズホメディー、コージンバイオ、キヤノンメディカルシステムズ、タウンズ、アドテック、タカラバイオ	製造
ニチレイバイオサイエンス	製造・輸入
住友ベークライト、アボットダイアグノスティクスメディカル、積水メディカル、アークレイマーケティング、ロシュ・ダイアグノスティックス、栄研化学、医学生物学研究所	輸入

※製品の有効期間は12～30か月

令和3年度	令和4年度	増減
483万人分	5,866万人分	5,365万人分

注：令和3年度は供給実績量、令和4年度は供給予定量（8月末のメーカー及び卸在庫を含む）

※インフルエンザの流行に伴い特定の製品に需要が集中すると、安定供給に支障が生じる場合があることに御配慮いただきたい